

# 旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）

株式会社タイガートラベル

## 募集型企画旅行契約

- この旅行は、株式会社タイガートラベル（福岡県北九州市小倉南区新道寺 469-1、福岡県知事登録第 2-572 号。以下、「当社」といいます。）が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。
- この約款で「国内旅行」とは、本邦内みの旅行をいいます。
- 当社は、旅行契約において、お客様が当社の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 当社は、旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

## 契約の申込み

- 当社に旅行契約の申込みをしようとするお客様は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 当社に通信契約の申込みをしようとするお客様は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする企画旅行の名称、旅行開始日、その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- 第一項の申込金は、旅行代金又は取送料若しくは違約料の一部として取り扱います。
- 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出てください。このとき、当社は可能な範囲 内でこれに応じます。
- 前項の申出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は、お客様の負担とします。

## 電話等による予約

- 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、お客様は当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、5. の定めるところにより、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。
- 前項の定めるところにより申込書と申込金の提出があったときは、旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- お客様が当社の定めた期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約がなかったものとして取り扱います。

## 契約締結の拒否

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行契約の締結に応じないことがあります。
- 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
- 応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- 当社の業務上の都合があるとき。
- 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。

## 契約の成立時期

8. 当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立するものとします。また通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

## 契約書面の交付

- 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。当社が旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

## 確定書面

- 契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 7 日目に当たる日）以降に募集型企画旅行契約の申込みがなされた場合においては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 前項の場合において、手配状況の確認を希望するお客様から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 確定書面を交付した場合には、前条の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 情報通信の技術を利用する方法

- 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て旅行契約を締結しようとするときにお客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」といいます。）を提供したときは、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- 前項の場合において、お客様の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該のお客様の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 旅行代金

- お客様は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票へのお客様の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

## 契約内容の変更

- 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由と他の因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 旅行代金の額の変更

- 旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当社は、その増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。
- 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 15 日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
- 当社は、適用運賃・料金の減額がなされるときは、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- 当社は、13. の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取送料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる場合を除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が増える旨を契約書面に記載した場合において旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## お客様の交替

- 当社と旅行契約を締結したお客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。
- お客様は、前項に定める当社の承諾を求めようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。
- 契約上の地位の譲渡は、当社の承諾があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

## お客様の解除権

- お客様は、いつでも別表第 1 に定める取送料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして取送料の支払いを受けます。
- お客様は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取送料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。
- 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第 2 上欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。
14. の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 当社がお客様に対し、10. の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。
- 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

- お客様は、旅行開始後において、当該のお客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第一項の規定にかかわらず、取送料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。
- 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。ただし、前項の場合が当社の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取送料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 当社の解除権等－旅行開始前の解除

- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
- 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
- 病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- 他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
- 契約内容に關し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。
- スキーを目的とする旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 通信契約を締結した場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効になる等、旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。
- お客様が 12. 契約書面に記載する期日までに旅行代金を支払わないときは、当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は、当社に対し、前条に定める取送料に相当する額の違約料を支払わなければなりません。
- 当社が旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行にあっては 13 日目（日帰り旅行については、3 日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

## 当社の解除権－旅行開始後の解除

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、お客様に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。
- お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。
- お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他のお客様に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- 当社が前項の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。
- 前項の場合において、当社は、旅行代金のうちお客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取送料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

## 旅行代金の払戻し

- 当社は、14. の規定により旅行代金が減額された場合又は前 18. の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻します。
- 当社は、お客様と通信契約を締結した場合であって、14. の規定により旅行代金が減額された場合又は 18. の規定により通信契約が解除された場合において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻します。この場合において、当社は、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、お客様に当該通知を行った日をカード利用日とします。
- 前項の規定は 27. 又は 30. に規定するところによりお客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 契約解除後の帰路手配

20. 当社は、18.の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。  
・前項の場合において、出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、お客様の負担とします。

## 団体・グループ契約

21. 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。

## 契約責任者

22. 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成するお客様（以下「構成者」といいます。）の旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。  
・契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。  
・当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。  
・当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 旅程管理

23. 当社は、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、旅行者に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- ・お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。
- ・前号の措置を講じたにもかかわらず契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

## 当社の指示

24. お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体を行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。

## 添乗員等の業務

25. 当社は、旅行の内容により添乗員その他の者を同行させて 23. 各号に掲げる業務その他当該企画旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部又は一部を行わせることがあります。  
・前項の添乗員その他の者が同項の業務に従事する時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 保護措置

26. 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 当社の責任

27. 当社は旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が 4.の規定に基づいて手配を代行させた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。  
・お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。  
・当社は、手荷物について生じた前項の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては14日以内、海外旅行にあっては21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名につき15万円を限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

## 特別補償

28. 当社は、27.の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、別紙特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中にその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。  
・前項の損害について当社が 27.の規定に基づき責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前項の補償金は、当該損害賠償金とみなします。  
・前項に規定する場合において当社の補償金支払義務は、当社が前 27.規定に基づいて支払うべき損害賠償金（前項の規定により損害賠償金とみなされる補償金を含みます。）に相当する額だけ縮減するものとします。  
・当社の旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が実施する募集型企画旅行については、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。

## 旅程保証

29. 当社は、別表第2上欄に掲げる契約内容の重要な変更（次の各号に掲げる変更（運送・宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の諸設備の不足が発生したことによるものを除きます。）を除きます。）が生じた場合は、旅行代金に同表下欄に記載する率を乗じた額以上の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に 27.規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、この限りではありません。  
（次に掲げる事由による変更）

- ・天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置（16.から18.までの規定に基づいて旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更）
- ・当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して一募集型企画旅行につき旅行代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもって限度とします。また、お客様1名に対して一募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。
- ・当社が変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に 27.の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## お客様の責任

30. お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該のお客様は、損害を賠償しなければなりません。  
・お客様は、旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。  
・お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 営業保証金

31. 当社と旅行契約を締結したお客様又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第七条第一項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁済を受けることができます。

## 弁済業務保証金

31. 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル5階）の保証社員になっております。  
・当社と旅行契約を締結したお客様又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、前項の一般社団法人全国旅行業協会が供託している弁済業務保証金から1,000万円に達するまで弁済を受けることができます。  
・当社は、旅行業法第二十二條の十第一項の規定に基づき、一般社団法人全国旅行業協会に弁済業務保証金分担金を納付しておりますので、同法第七条第一項に基づく営業保証金は供託しておりません。

## 個人情報の取り扱い

①当社及びパンフレットの「受託販売（販売店）」欄記載の受託旅行者（以下「販売店」といいます。）は（以下、両者を合わせて「当社等」といいます。）、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等（主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。）の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続（以下「手配等」といいます。）に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店等のお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報データの提供についてお客様に同意いただくものとします。  
②キャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。  
③上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、ホームページ（<http://www.tiger-bus.com>）でご確認ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針については、お客様ご自身でご確認ください。

## 別表第1 取消料

### 一 国内旅行に係る取消料

区分	取消料
一 事項以外の募集型企画旅行契約	
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあっては10日目）に当たる日以降に解除する場合（ロからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の20%以内
ロ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（リからホまでに掲げる場合を除く。）	旅行代金の30%以内
ハ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ニ 旅行開始当日に解除する場合（ホに掲げる場合を除く。）	旅行代金の50%以内
ホ 旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
二 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定によります。

備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。  
本表の適用に当たって「旅行開始後」とは、別紙特別保証規定第二条第三項に規定するサービスの提供を受けることを開始した日」以降をいいます。

## 別表第2 変更補償金（第29条第1項関係）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率（%）	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。） その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は經由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。  
注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  
注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  
注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  
注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数発生した場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。  
注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。

## 株式会社タイガートラベル（福岡県登録第 2-572 号）

福岡県北九州市小倉南区大字新道寺 469-1 TEL. 093-453-1717 FAX. 093-453-1555  
E-mail : [info@tiger-bus.com](mailto:info@tiger-bus.com) <http://www.tiger-bus.com>